

住民自治と地方行政の公共性

幸田 雅治

4月より法学部に勤務させていただくこととなった。これまで、自治体経営論Ⅰ、Ⅱの授業やFYS、ゼミナールなど、まずは教育に集中して取り組んできた。学生と話していると、公務員志望の学生が多いこともあり、現実の自治体の仕事に対する興味が高く、具体的な自治体名を挙げての質問や失敗した事例に関する質問などが私に寄せられ、地方行政に対する探求心が旺盛であることを実感した。また、地方自治に関する多くの講義をいくつも受講している学生が多く、他の講義との関連も意識して、緊張感をもって授業に当たっている。

私は、長年にわたり、国と地方自治体の双方で地方行政の実務に携わってきた。国では、地方分権一括法の制定や第二次分権改革などにに関わり、地方自治体では、予算編成や市町村行政の指導などの仕事に従事してきた。また、実務家時代や前任校での期間を通じ、地方自治制度に関する私なりの問題意識に基づいた研究にも取り組んできた。特に、私は、「住民自治」に関する関心が高い。地方自治は団体自治と住民自治とから成り立っており、両者は車の両輪であるが、「地域の行政に地域の住民が参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し、その責任において処理する」という住民自治がしっかりと機能していなければ、「国から独立した地域の統治機構としての地方公共団体が地域のことを決定する仕組み」（団体自治）が設けられていても、地方自治は絵に描いた餅になってしまう。しかし、これまでの分権改革はもっぱら団体自治の充実強化のために取り組んできたと言っても過言ではない。

最近全国自治体で問題となっているのは、老朽化した多くの公共施設の建て替えや維持管理費の増大である。これから人口減少社会を迎え、公共施設の再編に取り組むことは待ったなしの課題である。社

会環境の変化による市民のニーズの多様化も考慮に入れつつ、住民の合意形成を如何に適切に行っていくかに頭を悩ませている自治体は多い。また、東日本大震災の被災地における防潮堤問題にみられるように、自治体が住民の考えを十分聴かず行政の考えを押し付けようとして紛糾している事例も見られる。これは、自治体の住民の合意形成への姿勢に問題があり、団体自治が進展しても住民自治が身につけていないことの現れと言える。

このことは、現在揺らぎの激しい「公共性」概念とも関係があるのではないかと考えている。一時期、「官から民へ」という言葉が持てはやされたが、現在では、何でも民間に任せればうまくいくという考えは反省されるようになった。わが国社会が大きな変革期を迎える中、地方行政の公共性とは何か、地方行政の責任は何か、地方行政における多様性の価値とは何かなどを、根源的に問い直す時期に来ている。「公共性の価値」や「公共性と多様性」といった基本的枠組みを再整理するとともに、これらの理念が地域社会に寄与するための要素や条件は何かということをはっきりと明らかにし、あるべき社会システムの制度設計について考えていくことが住民自治の深化にとっても必要なことではないかと考える。

地方議会の機能の強化も含め、住民自治を実質化すること、そして、社会的価値の実現につながる「公共性」の中身を再整理し、それを自治体がしっかりと認識すること、この二つの観点からの研究を今後深めていきたいと考えている。（法学部教授）

